

第1編 総論

第1章 総則

第1節 計画の目的

第1 趣旨

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、鳩山町の地域にかかる災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、鳩山町防災会議が必要な事項を定めるものである。

第2 計画に定める事項

- 1 町及び町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達に関する計画
 - (4) 災害防御に関する計画
 - (5) 被災者の救護保護に関する計画
 - (6) 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - (7) その他の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、計画の効率的な運用を促し、災害対策の万全を期するものとする。

第4 埼玉県地域防災計画との関係

この計画は、埼玉県地域防災計画を基準として、その範囲内において作成するものである。

第5 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 災対法 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- 2 救助法 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- 3 町 鳩山町
- 4 県 埼玉県
- 5 町防災計画 鳩山町地域防災計画
- 6 県防災計画 埼玉県地域防災計画
- 7 本部 鳩山町災害対策本部
- 8 本部条例 鳩山町災害対策本部条例

【資料編 1-1-1 「鳩山町防災会議条例】

第2節 町の概況

第1 自然環境

本町は、関東平野と外秩父山地の中間にある比企南丘陵（別名物見山丘陵）のほぼ中央に位置している。地形は、概ね台地型の丘陵地と、丘陵地に挟まれた低地から成り立っている。



1 丘 陵

丘陵地は、1,500～2,600万年前の新生代新第三紀中新世に秩父湾海底に堆積された泥岩、砂岩、凝灰岩による都幾川層群の上に分布する洪積世に形成された物見山層によってできている。標高は100m前後であり、最高地点は物見山山頂付近の135.6mで、北縁は急崖をなしているが南面は比較的なだらかな地形となっている。しかし、低地が細かく入り組んでいてその標高差は30m前後であり、立ち上がり面に若干の急傾斜地が分布している。また、地質は半固結で柔らかいため、土地利用面において配慮が必要なところもある。

2 低 地

低地は、荒川支流の越辺川に面した沖積層の砂礫が厚く、伏流水の多い部分が最も大きな平地を形成しているが、他は鳩川・唐沢川・内川やその支流によって形成された谷津田であり、2次的なロームや基盤の風化した粘土からなる沖積層であるが、いずれも薄く2～3mで基盤に至る。

3 水 系

図1-1-1に河川現況図を示した。

表流水系は、全て荒川水系に属し、荒川の支流である越辺川と、それに流入する鳩川・唐沢川及びそれらの支流によって形成されている。

越辺川は、本町の南部の境界となっており、源は隣接する越生町にあり、川島町において入間川と更に川越市において荒川と合流する。また東・西・北側の町界が概ね分水嶺となっているため、両河川の流域面積は少なく、支流の上部に多くのため池をもっている。

4 活断層

図1-1-2に断層の分布を示した。

県内には複数の活断層が確認されており、県北部では、関東平野北西縁断層帯主部に属する活断層が複数確認され、南部では立川断層帶の一つである「名栗断層」などがある。

本町に活断層は確認されていない状況であるが、ときがわ町、越生町、毛呂山町及び日高市に位置する「越生断層」が確認されており、地震の規模はM6.7程度で、地震発生確率等は不明である。

5 気候

夏は日中かなりの高温になり、日最高気温は41.4°C（令和7年）を記録している。冬は晴天の日が多く、空気が乾燥する。夜間の冷え込みが強く晩霜の害を受けやすい。台風は襲来するが、強烈なものは少ないと言える。雷雨が多く突風が吹きやすく、また降雹（こうひよう）の多い地域でもあり、令和4年7月には関東地方の上空には寒気が流れ込み、また、日本海の低気圧に向かって暖かく湿った空気が入ったため、大気の状態が不安定となり、長時間にわたって雨雲が停滞し、町を中心に記録的な大雨（鳩山町では、7月12日10時から13日15時までの総降水量396.5mm）が発生した。

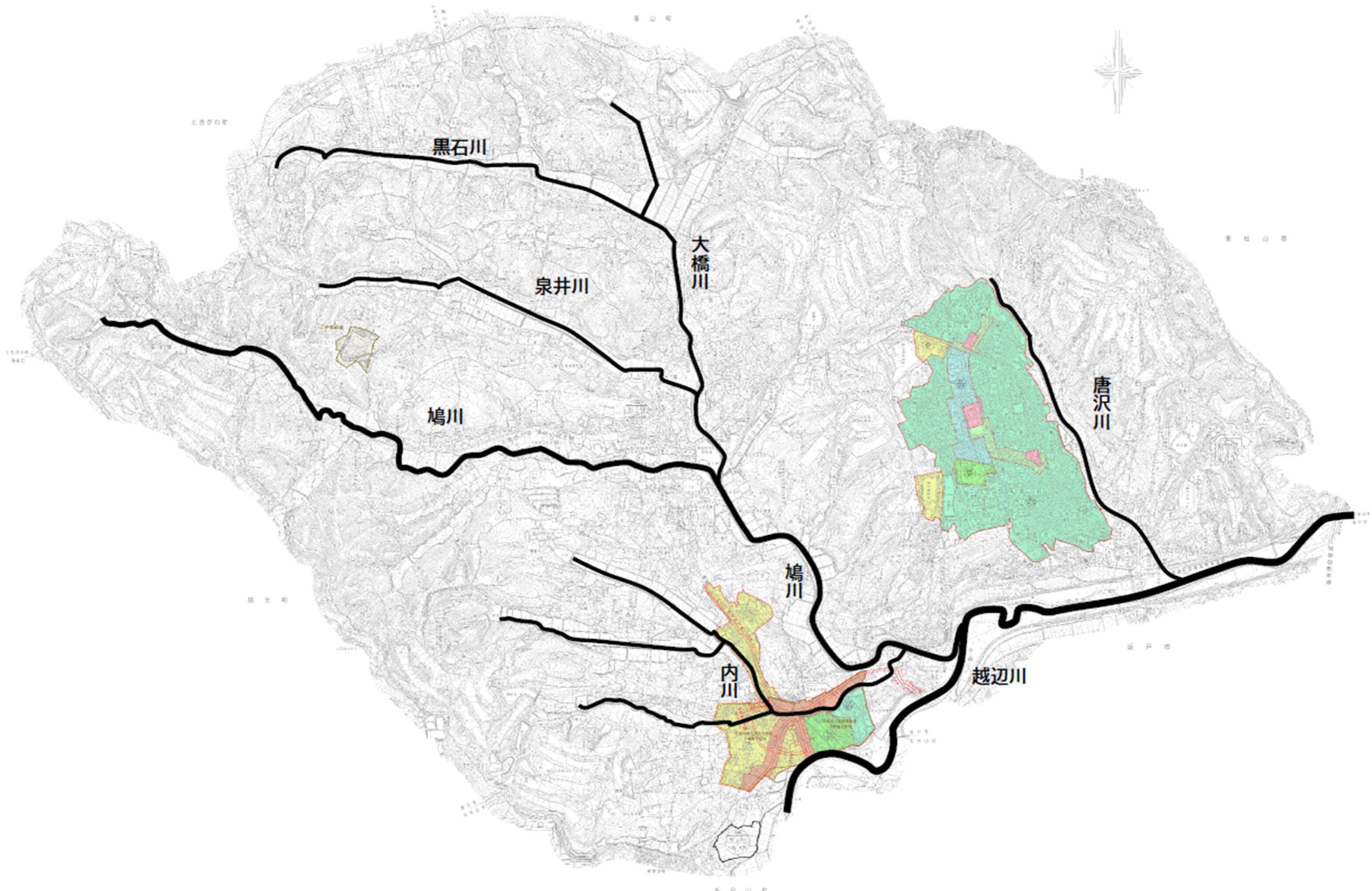


図 1-1-1 河川現況図

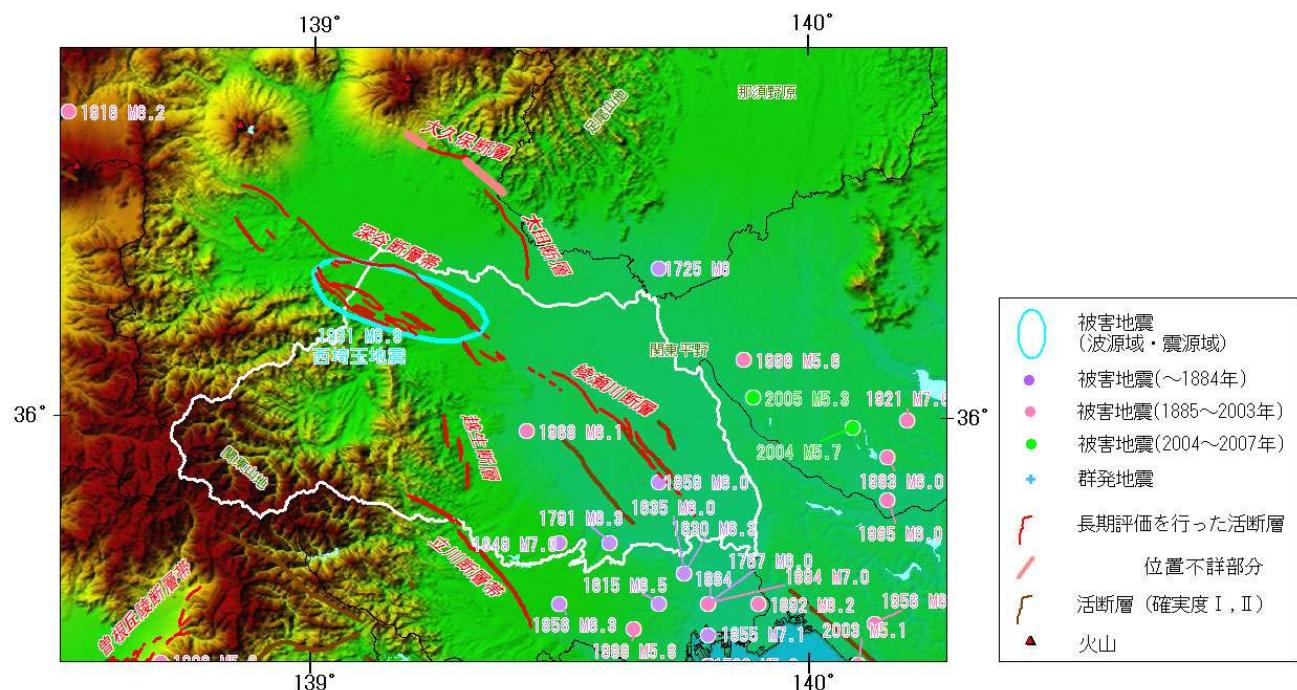


図 1-1-2 埼玉県の活断層（地震調査研究推進本部HP）

第3節 地震被害想定

県では、平成24年度から25年度にわたって「埼玉県地震被害想定調査」を実施しており、「東京湾北部地震」、「茨城県南部地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯による地震」、「関東平野北西縁断層帯による地震」の5つの地震について被害予測を実施している。

この調査結果によると、本町においては「関東平野北西縁断層帯による地震」の被害が最も大きいと想定されるため、この計画における地震被害想定とすることで、県との整合性を図りながら町の震災対策を進めることとする。

なお、町に関係する断層としては、周辺地域において「越生断層」の存在が確認され、活断層の可能性があると評価されているが、最新活動時期や平均活動間隔が不明とされており、具体的な知見データは得られていない。

第1 埼玉県地震被害想定調査による地震被害想定

1 被害想定地震

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率(深谷断層帯)：0%～0.1%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

2 想定震源断層位置図



図 1-1-3 埼玉県地震被害想定における想定震源断層位置図

3 埼玉町で予測される震度

予測される震度は、次のとおりである。

想定地震	東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点 北	破壊開始点 中央	破壊開始点 南	破壊開始点 北	破壊開始点 南
震度	5強	5弱	5強	6強	6強	6強	5強	6弱

4 埼玉町の被害予測

「関東平野北西縁断層帯による地震（破壊開始点：北）」による被害予測は、次のとおりである。

(1) 建物被害予測

項目		木造建物	非木造建物
揺れによる被害	全壊数	141	5
	全壊率 (%)	1.92	0.07
	半壊数	425	23
	半壊率 (%)	5.78	0.31
液状化による被害	全壊数	1	0
	全壊率 (%)	0.01	0.00
	半壊数	1	0
	半壊率 (%)	0.02	0.00
揺れ+液状化による被害	全壊数	142	5
	全壊率 (%)	1.93	0.07
	半壊数	426	23
	半壊率 (%)	5.79	0.32

(2) 出火件数予測

項目		風速 3 m/s	風速 8 m/s
冬 5 時	焼失棟数	4	4
	焼失率 (%)	0.05	0.05
夏 12 時	焼失棟数	6	6
	焼失率 (%)	0.08	0.08
冬 18 時	焼失棟数	16	17
	焼失率 (%)	0.20	0.20

(3) 人的被害予測

項目		死者	負傷者	うち重傷者
揺れによる建物被	冬 5 時	10	84	11

害	夏 12 時	4	50	5
	冬 18 時	6	54	7
急傾斜地被害	冬 5 時	0	0	0
	夏 12 時	0	0	0
	冬 18 時	0	0	0
火災	冬 5 時	風速 3 m/s	0	0
		風速 8 m/s	0	0
	夏 12 時	風速 3 m/s	0	0
		風速 8 m/s	0	0
	冬 18 時	風速 3 m/s	0	1
		風速 8 m/s	0	1
ブロック塀等被害	冬 5 時	0	0	0
	夏 12 時	0	0	0
	冬 18 時	0	1	0
屋内収容物等	冬 5 時	1	10	2
	夏 12 時	0	6	1
	冬 18 時	0	7	1

(4) 要救助者数予測

項目	木造	非木造
冬 5 時	24	4
夏 12 時	8	6
冬 18 時	15	4

(5) ライフライン被害予測

ア 停電被害予測

項目	世帯数	停電人口	停電率 (%)
直後 (出火なし)	3,676	10,545	68.90
冬 5 時	風速 3 m/s	561	1,610
	風速 8 m/s	561	1,610
夏 12 時	風速 3 m/s	562	1,613
	風速 8 m/s	562	1,613
冬 18 時	風速 3 m/s	568	1,630
	風速 8 m/s	568	1,630

イ 電力電柱被害予測

項目	電柱被害数	被害率 (%)	
冬 5 時	風速 3 m/s	30	0.69

	風速 8 m/s	30	0.69
夏 12 時	風速 3 m/s	31	0.70
	風速 8 m/s	31	0.70
冬 18 時	風速 3 m/s	34	0.78
	風速 8 m/s	34	0.78

ウ 配水管・断水被害予測

項目	被害数
被害箇所数	11
被害率（箇所/km）	0.08
断水率（%）	15.3
断水世帯数	814
断水人口(人)	2,334

エ 下水道被害予測

項目	被害数
管渠被害延長 (km)	2
被害率（%）	19.2
機能支障人口 (人)	1,902

第2 埼玉県地震被害量推計調査による地震被害想定

国の地震調査研究推進本部は、平成 27 年 4 月に「関東地域の活断層の地域評価」を公表し、越生断層が活断層の可能性があると評価している。

最新活動時期や平均活動間隔などは不明とされているが、県では活断層であると仮定して、暫定的に地震が発生した場合の被害量の調査を平成 28 年度に実施しており、その内容は次のとおりである。

項目	越生断層		
建物被害	全壊棟数	(棟)	約 100
	半壊棟数	(棟)	約 1,200
	全半壊棟数	(棟)	約 1,300
火災（冬 18 時 8m/s）	焼失棟数	(棟)	約 100
建物被害（全半壊棟数） + 火災焼失棟数合計（冬 18 時 8m/s）	(棟)		約 1,400
火災（冬 18 時 8m/s）	出火件数	(件)	約 10
人的被害（冬 5 時 8m/s）	死者数	(人)	約 10
	負傷者数	(人)	約 200
避難所避難者数（冬 18 時 8m/s）	1 週間後	(人)	約 400

第4節 風水害被害想定

第1 既往災害の状況と被害想定

1 既往災害

近年の出水による浸水被害状況は下表のとおりである。

近年の出水による浸水被害状況

発生年月日	床上(棟)	床下(棟)	面積(ha)
昭和57年7月31日	1	14	63.9
昭和57年9月10日	7	35	82.8
平成3年8月19日	2	11	9
平成3年9月8日	5	12	-
平成10年8月30日	-	4	3
平成10年9月16日	-	4	3
平成11年8月14日	1	7	3
平成14年7月14日	-	1	2
令和元年東日本台風(10月6日)	1	2	-
令和4年7月12日	31	31	-

2 災害被害想定

(1) 湿水想定区域

湿水想定区域とは、埼玉県で過去に甚大な被害をもたらした洪水の浸水実績をもとに、県内の治水施設の整備状況等を加えシミュレーションを行い、湿水することが想定される区域として知事が指定した区域をいい、当町における当該想定区域を図1-1-4に示した。

(2) 浸水想定区域・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

町では、浸水域と浸水深を想定した水害ハザードマップを作成している。また、町内に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を有するため、土砂災害の危険性についても土砂災害ハザードマップを作成している。風水害被害は、本町に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風及び令和4年7月の大雨による浸水、冠水等の被害状況を想定として対策を検討する。あわせて、水害ハザードマップに示す河川の氾濫に対する対策も考慮する。

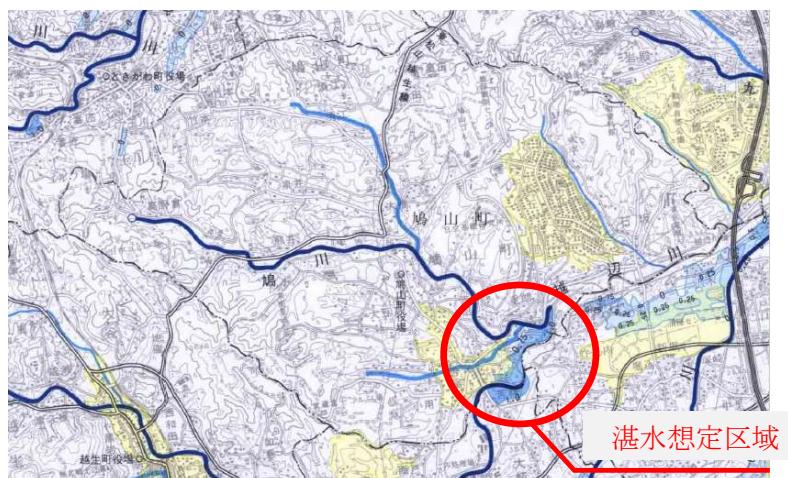


図1-1-4 湿水想定区域

第5節 防災関係機関の業務大綱

町、県、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

第1 町

本町は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次の事項を実施するとともに、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け又は協力する。なお、災害救助法の適用後は、同法第13条に基づき災害救助にあたる。

事項	内容
災害予防	1 防災に関する組織の整備 2 防災に関する訓練の実施 3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 4 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 5 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善
災害応急対策	1 警報の発令及び伝達ならびに避難の勧告又は指示 2 消防、水防その他の応急処理 3 被災者の救助、避難その他の保護 4 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 5 施設及び設備の応急の復旧 6 清掃、防疫その他保健衛生措置 7 緊急輸送の確保 8 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置
災害復旧対策	1 被災した施設の復旧に併せて、再度災害を防止するための施設の新設又は改良に関すること。

第2 消防機関

機関の名称	内容
西入間広域消防組合	1 防災に関する訓練の実施に関すること。 2 予警報の周知、避難の誘導に関すること。 3 消防、水防その他の応急措置に関すること。 4 負傷者の救助に関すること。
鳩山分署	1 防災に関する訓練の実施の協力に関すること。 2 予警報の周知、避難の誘導の協力に関すること。 3 消防、水防その他の応急措置の協力に関すること。 4 負傷者の救助の協力に関すること。

第3 指定地方行政機関

機関の名称	内容
農林水産省 関東農政局	<p>1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。</p> <p>2 応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 <p>3 復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
国土交通省関東地方 整備局 (荒川上流河川事務所)	<p>管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>1 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員(リエゾン)」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊(T E C – F O R C E)」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 <p>3 災害復旧・復興</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興

	(3) 被災事業者等への支援措置
埼玉労働局 (川越労働基準監督署)	1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 2 職業の安定に関すること。
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。 6 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行う。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）

第4 県

県は、当該県の地域並びに当該県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。（災対法第4条第1項）

機関の名称	内容
県	<p>1 災害予防</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること。 (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 警報の発表・伝達及び避難指示等に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童生徒の応急教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 前各号のほか、災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。 (10) 災害救助法及び埼玉県災害救助資源配分計画に基づく被災者の救助に係る資源配分の連絡調整 <p>3 災害復旧対策</p>
埼玉県川越比企地域振興センター	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の組織の整備に関すること。 2 災害情報の収集及び報告に関すること。 3 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害現地調査に関すること。 5 災害対策現地報告に関すること。 6 災害応急対策に必要な応急措置に関すること。
埼玉県東松山県土整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 降水量及び水位等の観測通報に関すること。 2 洪水予報及び水防警報に関すること。 3 土砂災害防止に関すること。 4 河川、道路、橋りょう等の災害状況の調査及び応急修理に関すること。 5 県道等主要道路の啓開に関すること。 6 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）の派遣要請に関すること。 7 直轄管理施設との情報共有に関すること。
埼玉県東松山農林振興センター	<ul style="list-style-type: none"> 1 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 2 主要農作物の種子及び苗の確保に係る連絡調整に関すること。 3 被災者の食糧の確保・輸送に関すること。 4 農作物に対する病害虫の防除及び指導に関すること。 5 農業災害資金の融資に関すること。 6 農地・農林水産施設等の保全や災害対策に関すること。
埼玉県西部福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害ボランティアに関すること。 2 災害時等の要配慮者対策に関すること。 3 各種福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 5 その他救援に関すること。
埼玉県西部教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒の安全の確保及び保健衛生に関すること。 2 応急教育の実施に関すること。 3 学用品の確保、調達に関すること。 4 授業料の減免措置に関すること。 5 文化財の保護に関すること。 6 県立学校施設の応急復旧に関すること。 7 その他教育に関すること。
埼玉県坂戸保健所	<ul style="list-style-type: none"> 1 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。 2 医療品、衛生材料及び各種資材の調達、あっせんに関すること。 3 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。 4 そ族昆虫駆除に関すること。 5 伝染病発生に伴う調査及び防疫活動に関すること。 6 災害救助食品の衛生に関すること。 7 病院、診療所に関すること。 8 被災者の医療助産その他の保健衛生に関すること。 9 要配慮者の安全に関すること。 10 救助法に関すること。 11 地域災害保健医療対策会議の設置に関すること。 12 埋・火葬の調整に関わること。 13 動物愛護、特定動物対策に関わること。
埼玉県警察西入間警察署	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災意識の高揚に関すること。 2 装備資機材の整備に関すること。 3 気象状況やその他の災害に関する情報の収集及び伝達に関する

	<p>こと。</p> <p>4 避難者の誘導等に関すること。</p> <p>5 交通規制及び緊急輸送車両の確認及び誘導に関すること。</p> <p>6 救助活動に関すること。</p> <p>7 災害状況の調査に関すること。</p> <p>8 遺体の検視（見分）に関すること。</p> <p>9 被災地における犯罪の予防及び取締りに関すること。</p>
--	---

第5 指定公共機関・指定地方公共機関

機関の名称	内容
NTT東日本株式会社 埼玉事業部	<p>1 電気通信設備の整備に関すること。</p> <p>2 災害時における重要通信の確保に関すること。</p> <p>3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。</p>
東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社	<p>1 災害時における電力供給に関すること。</p> <p>2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</p>
坂戸ガス株式会社	<p>1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。</p> <p>2 ガスの供給の確保に関すること。</p>
日本郵便株式会社 鳩山郵便局	<p>1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。</p> <p>2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。</p>
東武鉄道株式会社	<p>1 鉄道施設等の安全保安に関すること。</p> <p>2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>

第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	内容
埼玉中央農業協同組合 鳩山支店	<p>1 市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力</p> <p>2 農作物の災害応急対策の指導</p> <p>3 被災農家に対する融資、あっせん</p> <p>4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん</p> <p>5 農産物の需給調整</p>
鳩山町商工会	<p>1 市町村が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること</p> <p>2 災害時における物価安定についての協力に関すること</p> <p>3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。</p>

病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 被災時の病人等の収容、保護 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 災害時における収容者の保護
金融機関	被災事業者に対する資金の融資
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時における教育対策 3 被災施設の災害復旧
婦人会等社会教育関係団体	町が実施する応急対策についての協力に関すること。
川越観光自動車株式会社	路線バスに関すること。

第2章 防災まちづくり

第1節 防災都市づくり

第1 防災都市づくりの基本

災害による人的・物的被害を最小限にするため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針及び耐震改修促進計画等に、防災再開発促進地区や安全な住まい・まちづくりに係る施策等を位置付け、都市計画及び「都市における震災予防に関する基本的な方針」等に基づき総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

第2 市街地の整備等

災害に強い安全で快適な都市の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などを推進するとともに、各種都市計画を活用して市街地の整備を行う。

第3 不燃化等の促進

市街地が連続し、木造住宅が密集している地域は、延焼の危険性が高いため、こうした地域を中心に不燃化対策を推進する。

また、市街地における火災の危険を防除するため、地域の状況を勘案し、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定を検討する。

第4 オープンスペースの確保

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地にオープンスペース（防災空間）を確保する。

第2節 地盤災害の予防

第1 液状化対策

平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書によると、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）の液状化可能性ランク別面積率の極めて低いが94.15%、低い4.8%、やや高い0.7%、高い0.4%となっている。

土地の自然特性や災害特性等に適した土地利用を推進するとともに、地震による液状化等の地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を実施する。

第3節 宅地等の安全対策

第1 宅地造成地の防災対策

1 災害防止に関する指導等

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行うものとする。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施するものとする。

2 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、施工者が地盤改良を行うよう指導する。また、湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を促進する。

(4) 盛土地盤の安定措置

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずるよう指導する。

3 大規模盛土造成地マップの作成・公表

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

【大規模盛土造成地】

- ・面積3,000m²以上の谷埋め盛土又は原地盤の勾配が20度以上かつ盛土高5m以上の腹付け盛土がなされた造成地

第4節 土砂災害の予防

第1 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等における防災対策を推進する。

本町では、土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害のおそれがある24箇所を土砂災害警戒区域等として指定されている。

これらの区域のうち指定避難所や要配慮者利用施設等が立地している箇所や人家の多い箇所などを優先し、砂防関係施設の整備を行う。また、土砂災害警戒区域等を対象とした土砂災害ハザードマップ等による危険な場所の事前周知を図るとともに、大雨時には土砂災害警戒区域のある地区等を対象に避難情報を発令するなどの警戒避難体制を整備する。

なお、土砂災害警戒区域等は、土砂災害防止法に基づき埼玉県が告示した区域である。

【資料編1-2-1「土砂災害警戒区域等】

第2 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山地から発生する山腹の崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署・学校・病院・道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれがある地区をいい、災害の発生形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分されている。

本町には、山腹崩壊危険地区が4地区あり、山地の保全や森林の維持・造成を図るため治山施設の整備などの対策を推進する。また、既設工作物については点検を実施し、施設の老化、損傷等が生じているものについて、補修・更新等を行う。

【資料編1-2-2 山地災害危険地区】

第3 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害警戒区域等について、次の項目等に留意し、警戒避難体制の確立を図るものとする。

1 警戒避難体制の整備

- (1) 土砂災害警戒区域等を含む自治会や住民に対する土砂災害への危機管理意識の啓発（ハザードマップの配布・公表など）
- (2) 土砂災害警戒区域等内の住民を対象とした、土砂災害を想定した防災訓練の開催
- (3) 土砂災害警戒区域等内における要配慮者関連施設※の避難の支援について、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）の通常時からの把握及び施設ごとの具体的な避難支援計画の整備

※令和7年4月時点では、町内に対象施設は存在しない。

- (4) 土砂災害警戒区域の地形変状の定期的な巡回・点検、土砂災害の前兆現象の早期発見
- (5) 大雨に関する注意報、警報、土砂災害警戒情報等の住民への周知、緊急時に住民の避難を促す伝達手段の整備

2 警戒避難基準の設定

警戒避難基準の設定は、一般の雨量によって設定するものとし、過去の災害事例、研究機関の成果等を参考に現地の状況を考慮し、関係機関と協議のうえ設定するものとするが、当

面、住民の自発的な警戒避難に必要な情報の提供を行うものとする。

第3章 防災地域づくり

大災害から、町民の生命、身体、財産を守るためには、町をはじめとする各種防災関係機関の防災対策のみでなく、町民一人ひとりが自分の生命、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを認識し行動することが、被害を少なくする第一義的な原点である。

また、災害時においては、町民一人ひとりが沈着冷静かつ適切に行動するとともに協同の精神を發揮して結成された地域の自発的な防災組織、防災関係機関及び町民が一体となったより効果的な防災対策を推進する必要がある。

このため、町は防災に関する各種の広報啓発活動を積極的に行い、町民の自主性のある防災意識の高揚に努め、また、区長会等を通じ、自主防災組織の育成を図り、「自助」、「共助」、「公助」の連携による被害の軽減に向けた取り組みを実践していくものとする。

第1節 自助、共助による町民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）

第1 取組方針

自らの身の安全は自らが守る（自助）が防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など平時から災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する（共助）、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動（公助）に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。

町は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。

第2 役割

町、自主防災組織及び町民は、災害に強い地域づくりを担う一員として、自助・共助の概念に基づき、次の役割を担うものとする。

機関名等	役割
町	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関するパンフレット、防災マップ等の作成・配布 ・防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等の整備・貸出 ・防災に関する講演会・研修会の開催 ・防災に関する広報の実施 ・緊急地震速報についての普及・啓発 ・高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 ・防災知識の普及・啓発 ・防災用資機材の整備 ・地域の災害危険の把握 ・災害時の活動計画の作成
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する学習 ・火災の予防 ・防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設

	<p>置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ・食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標） ・自動車へのこまめな満タン給油 ・家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策 ・ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 ・震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など） ・自主防災組織への参加 ・県や市町村、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加 ・近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加 ・近隣の要配慮者への配慮 ・住宅の耐震化 ・保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え ・家庭や地域での防災総点検の実施 ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
--	---

第3 具体的な取組内容

1 災害に関する各種資料の収集・提供

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、地域における語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法による災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

2 町民向けの普及・啓発

(1) 埼玉県防災学習センター等の活用

町は、常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センター等を活用し、広く町民に対して普及・啓発を行う。

また、他の防災活動拠点や防災航空センターについても機能を紹介するなど町民の自発的な防災学習に活用する。

(2) 普及・啓発パンフレット等の作成配布

町は、防災知識の普及・啓発を図るため、広く町民に向けた防災に関するパンフレット

等を作成、配布する。

(3) 防災教育用設備、教材の貸出

町は、防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。

(4) 講演会・研修会・出前講座の実施

防災に関する講演会・研修会・出前講座を開催する。また、ジェンダー主流化の視点からの防災対策についても講演会・研修会・出前講座を開催する。

(5) マスメディアの活用

テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて広く住民に対して防災意識の高揚を図る。

(6) 広報紙等の活用

町が発行する広報紙やホームページ等に、防災に関する情報を掲載する。

(7) 地震情報、防災気象情報等の普及・啓発

気象庁、熊谷地方気象台、町は、地震や気象に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、南海トラフ地震に関する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報、防災気象情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、町民に迅速かつ正確な情報を伝達するとともに普及・啓発に努めるものとする。

【地震情報の種類、発表基準と内容】

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から

	<p>満たした場合等※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</p>	<p>概ね30分以内に発表※。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関する記述して発表※。</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(8) 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、熊谷地方気象台及び県、町は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

【緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動】

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	<p>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。</p> <p>＜注意＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慌てて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
集客施設	<p>館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する、</p> <p>＜注意＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慌てて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	<p>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</p> <p>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</p> <p>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</p>
車の運転中	<p>後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、慌ててスピードを落とすようなことはしない。</p> <p>ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</p>

	大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。
--	--

(9) 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対する適切な避難行動に関する理解促進

町の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者や障がい者等の避難行動要支援者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

3 自助の強化

(1) 実践的な訓練の導入

町は、町民を対象とする訓練に災害図上訓練（D I G（※1））や避難所開設・運営訓練（HUG（※2））を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

※1 D I G (Disaster Imagination Game)

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練

※2 HUG (Hinanzyo Unei Game)

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

(2) 防災意識の向上

町民は、町その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の震災から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

(3) 家庭内の3つの取組の普及

町民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。

ア 家具の配置の見直しや、転倒防止器具の取り付けなどをして家具類の転倒・落下・移動を防止する。

イ 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段である災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板、NTT 災害用伝言板 web171 をそれぞれ体験し、発災に備える。

ウ 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食品などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるおそれがあるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

町は、3つの取組を中心に、県民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう

働きかける。

(4) 防災総点検

町民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、町、町民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル 171」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話し合い ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策） ・建物の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・消火器、発電機など防災資機材の点検 ・危険物等関連施設の安全点検
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の危険性の把握 ・高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の支援の確認 ・地域住民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品） ・消防水利や施設の点検・確認 ・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況

第2節 自主防災組織の育成強化

第1 取組方針

大規模災害発生時、被害の防止又は軽減を図るためにには、住民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の自主的な防災活動を行うことが必要である。また、これらの防災活動は、住民が団結し、組織的に行動してこそ、その効果が期待できるものである。

このため、町は、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努めるとともに、ジェンダー主流化の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

なお、平成8年度より、町は自主防災規約例、自主防災計画、自主防災活動マニュアル例を作成し、大字集会等において各地区の自主防災組織の結成を推進し、16地区で自主防災組織が結成されたところである。今後は、その育成を図ることを責務として認識し、更に防災体制の整備を図るものとする。

【自主防災組織の活動内容】

平時	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例 防災イベント・講習会の実施、各種資料の回覧・配布) ・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ・防災用資機材の購入・管理等 資機材の例 初期消火資機材(軽可搬ポンプ、消火器) 救助用資機材(ジャッキ、バール、のこぎり) 救護用資機材(救急医療セット、リヤカー) ・地域の把握(例 危険箇所の把握、要配慮者)
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達の実施 ・被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・集団避難の実施(特に避難行動要支援者の安全確保に留意) ・避難所の運営活動の実施(例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)

第2 役割

機関名等	役割
町	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成(新規結成及び活動の強化) ・地域における防災リーダーの育成 ・自主防犯組織の育成(新規結成及び活動の強化)
消防機関、民間防災関係団体(婦人防火クラブ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・県、町と連携した自主防災組織の育成

第3 具体的な取組内容

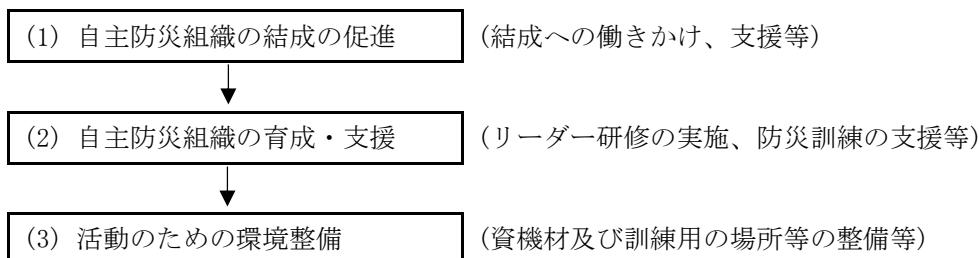
1 自主防災組織等の組織化の推進

自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。自主防災組織の編成に当たっては、以下の点に留意するとともに、地域の実情に応じて最も有効と考えられる単位で組織編成を行う。

- (1) 既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、更にブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位にする必要がある。（特に、都市部においてはマンション居住者による自治会等への参加が必要不可欠である。）
- (2) 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

2 活動の充実・強化

町は、以下に示すような自主防災組織の指導・育成を図る。



町は、自主防災組織の育成に関する取組を実施するとともに、県と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努める。1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

第3節 民間防火組織の育成強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に关心を持ち、日頃から出火防止、初期消火、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した防火クラブ等の組織づくりを促進するものとする。

第4節 事業所等の防災体制の充実

第1 取組方針

大規模な災害が発生した場合には、町内の事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。特に、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間町外へ通勤して不在のケースも考えられる。そのため、立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

第2 役割

1 事業所等

機関名等	役割
町	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に対する指導・助言の実施 ・事業継続力強化支援計画の策定
商工会・商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続力強化支援計画の策定
企業、社会福祉施設、病院等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定 ・事業継続マネジメント（BCM）の推進 ・防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、各計画の点検・見直し等の実施 ・コンピュータシステムやデータのバックアップ対策の実施

2 危険物等関連施設

機関名等	役割
町（一部の高圧ガス等は県（危機管理防災部））	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物等関連施設の管理者に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動等の助言・指導の実施

3 集客施設等（学校、病院その他）

機関名等	役割
町	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院及び公民館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対する指導・助言の実施
学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災計画及び業務継続計画の策定

4 高層建築物

機関名等	役割
町	<ul style="list-style-type: none"> ・高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対する防災組織の活動等についての助言・指導の実施

第3 具体的な取組内容

1 企業等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

町は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

2 企業等における防災体制の充実

町は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るために、自主防災組織等の地域住民と共に、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。さらに、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

町、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 危険物等関連施設の防災対策

町（一部の高圧ガス等は県）は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 学校等の防災計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校等の実態に即した適切な防災計画を立てる。

<公立学校等>

(1) 防災計画

災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画の作成に当たっては、公立小中学校管理規則、県立高等学校管理規則及び県立特別支援学校管理規則に従って計画される学校の防火及び警備の計画との整合を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

(2) 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び町並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

(3) 防火管理

災害に伴う二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

ア 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室及び家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。

なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

イ 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

(4) 防災教育

学校等における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

ア 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。

また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

さらに、学校における消防団・水防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

イ 教科目による防災教育

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

ウ 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

<私立学校>

上記「公立学校」に準じた措置を講じるものとする。

第5節 地区防災計画の策定

第1 取組方針

地区防災計画の策定を通じ、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るよう努める。

第2 役割

機関名等	役 割
県	・地区防災計画の策定に係る情報提供等
町	・地区居住者等に対し、提案手続等の周知 ・地区防災計画の策定

第6節 適切な避難行動に関する普及啓発

第1 取組方針

避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）等を理解し、適切な避難を行うための普及啓発を行う。

第2 役割

機関名等	役 割
町	・正常性バイアス等に関する普及啓発
町民	・正常性バイアス等の正しい理解と適切な避難行動の実施

第3 具体的な取組内容

1 町民向けの普及啓発

町民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、町は、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。

第4章 体制整備

第1節 緊急輸送ネットワーク

第1 緊急輸送道路の指定

町における第二次緊急輸送道路は、次のとおりである。(図 1-4-1 道路網図)

町緊急輸送道路

種 別	道 路 名	道 路 解 説
第二次緊急輸送道路 (埼玉県)	東松山越生線 ときがわ坂戸線	地域内の防災拠点などを連絡する路線とする。

第2 緊急輸送道路及び沿線の整備

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするよう努めるものとする。

また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。

第3 緊急輸送道路の安全点検

平時から緊急輸送道路に面する落下対象物、ブロック塀等及び自動販売機の地震に対する安全性を確保するため、沿道のブロック塀、看板、歩道の路面状態について点検を行うものとする。

第4 応急復旧資機材の整備

平時から応急復旧資機材の整備を行う。必要に応じて町内土木建設業者により協力を得て調達するものとする。

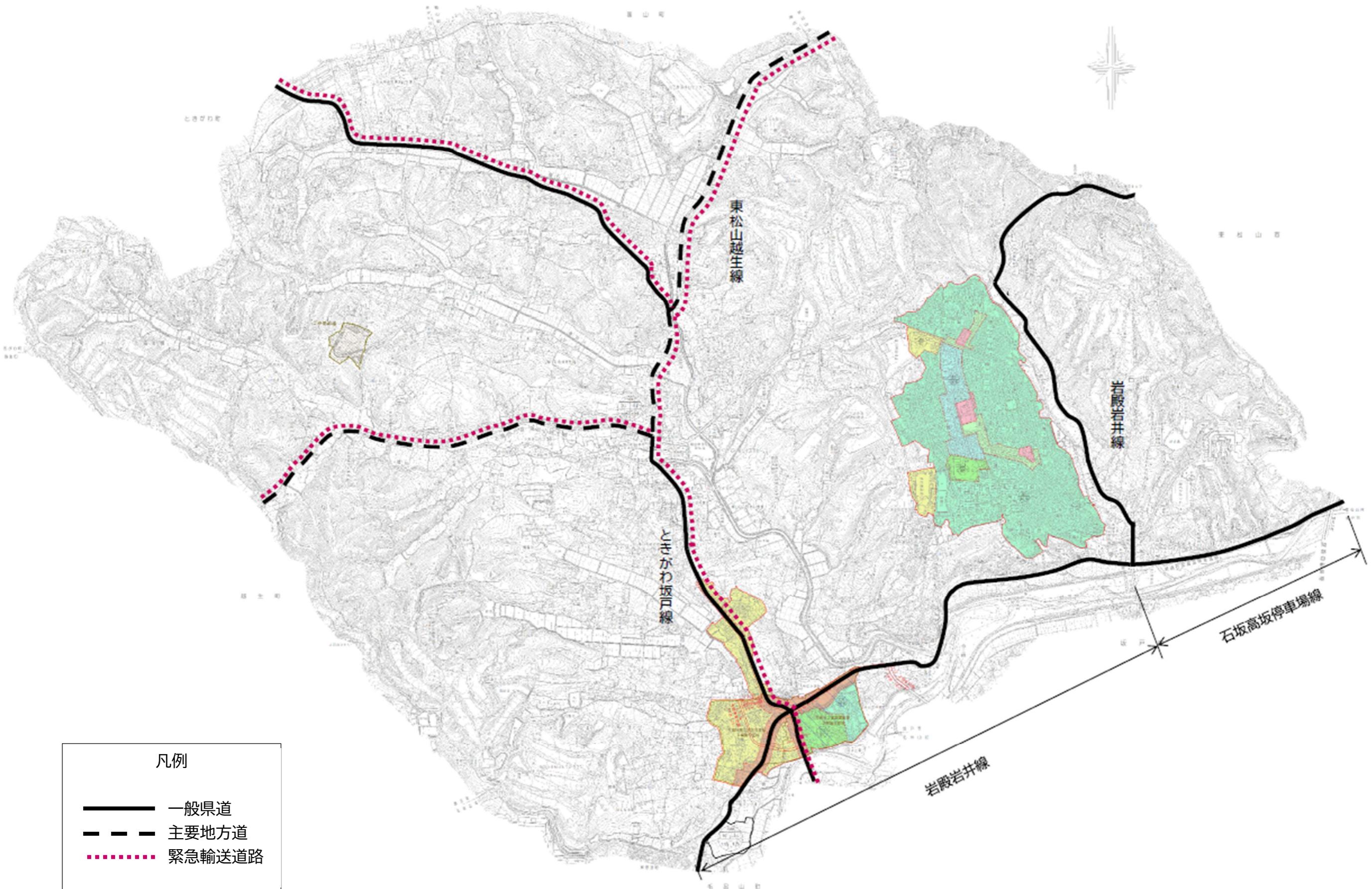


図 1-4-1 道路網図

第2節 情報通信施設

町は、災害や被害等の情報を、迅速かつ的確に収集・伝達・処理することができるよう、最新の情報通信技術の進展の成果及び過去の災害時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムを構築するものとする。

第1 情報通信設備の安全対策

災害時に災害情報システムが十分機能し活用できる状態を保つために町、県及び防災関係機関は、以下の安全対策を講じる。

1 非常用電源の確保

停電や屋外の活動に備え、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備、可搬型電源装置等を確保しておくとともに、これらの定期的なメンテナンスを行うものとする。

2 地震動に対する備え

情報通信設備が設置される場所については、地震の揺れで転倒しないよう免震床に設置するなど、地震動対策を講じる。また、各種機器に転倒防止措置を施しておくものとする。

3 システムのバックアップ

情報通信設備の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。また、バックアップシステムを地理的に離れた別の場所に設置するよう努めるものとする。

第2 情報の収集・分析・加工・伝達体制の整備

1 情報の収集体制の整備

町は、被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。

また、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、報告に当たらせるものとする。

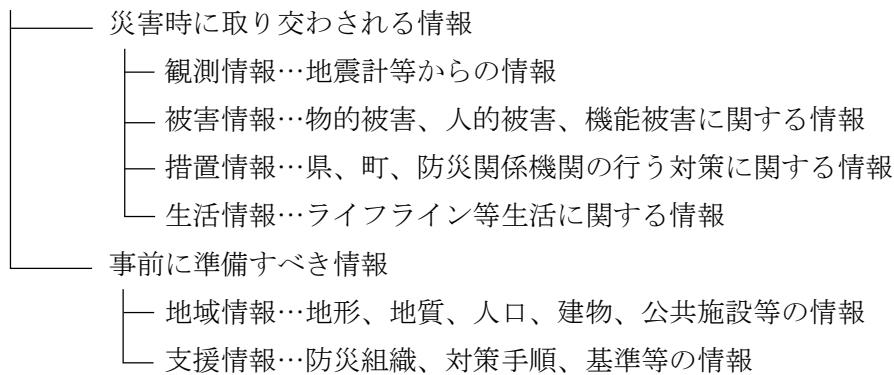
なお、地域の被害状況については、地域の自主防災組織に協力を求め、収集体制の確立を図り、また、町内アマチュア無線局を重要な通信施設として認識し、町との有機的な連携が図れるよう努めるものとする。

【資料編 1-4-1 「防災行政無線の状況】

2 情報の分析・加工体制の整備

(1) 災害情報の種類

災害情報



(2) 災害情報データベースの整備

町は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化に努めるものとする。災害情報のデータベースには、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを整備する。

(3) 災害情報シミュレーションシステムの整備

町は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備に努めるものとする。

(4) 人材の育成

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努めるものとする。

3 情報の共有・伝達体制の整備

町は、避難所、地域機関、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ（CATVシステム、データ放送、ワンセグ放送を含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送、臨時災害放送局）、ホームページ、スマートフォンアプリ、登録制メール、緊急速報メール、デジタルサイネージ、SNS（X、フェイスブック、LINE等）、Lアラート（災害情報共有システム）、道路情報表示板、カメラ等による定点観測（道路冠水箇所や河川等）等を有効に活用する。

4 防災行政無線等の整備

町は、防災行政無線（同報系（戸別受信機を含む。）及び移動系）の整備を推進するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

また、災害発生時に支障が生じないよう、情報機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的に実施する。

第3節 ボランティア等の活動支援体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、民間の団体あるいは個人によるボランティアの協力を得ることが必要である。このため、町はボランティア活動が効率的に行われるよう対策を図るものとする。

第1 支援体制の確保

1 災害ボランティアセンターの設置・運営支援

町は、発災後直ちに社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置・運営支援をする。

災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、支援ニーズとボランティア活動のマッチングなどを行う。

また、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターに支援を要請する。

2 災害ボランティアの支援及び活動環境の整備

町は、ボランティア団体の支援に取り組むとともに、社会福祉協議会等関係機関の協力を得て迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

また、災害時に、社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受け入れるための体制構築に努める。

3 ボランティア関係機関等との情報共有

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

第2 登録ボランティア

町は、平時から企業、住民等に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを行い、災害発生に備えるものとする。

災害ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 一般作業：炊出し、清掃、救援物資の仕分け等
- 2 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救助、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話、被災建築物応急危険度判定、災害時動物救護活動等
- 3 ボランティアコーディネート業務

第3 公共的団体との協力体制の確立

1 協力体制の整備

関係する公共的団体に対して災害時において、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

公共的団体とは以下のものをいう

赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業（協）、漁業（協）、森林組合、生活（協）、商工業（協）、商工会議所、商工会、青年団及び婦人会等

2 協力体制の確立

町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- (2) 災害時における広報等に協力すること。
- (3) 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (4) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- (5) 被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。

それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

第4節 消防力の充実

第1 取組方針

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防組合及び消防団の充実強化に向けて、大規模災害時等に備えた消防車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、活動の活性化を推進し、その育成を図るものとし、地域住民との交流等を通じ、やりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。また、消防組合及び消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

第2 消防水利の整備

町は、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保を推進する。

第3 消防団の充実強化

1 消防団員の減少は、最近の経済情勢から全国的な傾向であるが、社会環境の変化に伴ってますます団員確保に困難を來している状況である。これらの打開策として以下のことが挙げられる。

- (1) 消防団装備の機械化、軽量化
- (2) 消防ポンプ自動車等の重点配置
- (3) 中核となる団員一人ひとりの育成、資質の向上
- (4) 団員の処遇改善
- (5) 女性消防団員の加入促進

2 自衛防災組織の育成強化

火災の公共危険性に鑑み、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、以下により自衛消防力の強化に努めるものとする。

- (1) 地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、防火クラブ等の民間防災組織の設立・強化育成に努めるものとする。
- (2) 大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図っていくものとする。
- (3) 防火対象物の関係者は、公設消防機関の活動開始前における消防活動に必要な資機材を整備し、公設消防隊の活動を円滑にするための諸施策を講じていくものとする。

第5節 危険物対策

第1 危険物施設

町及び消防機関は、災害時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

1 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。

2 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

3 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

4 災害発生時の応急活動

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

5 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。

6 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第6節 救急救助

大規模災害の発生時には、多数の傷病者の発生が予想されるため、救急救助活動の体制を整備し、関係医療機関、防災関係機関との連携し迅速かつ的確な救急救助活動にあたるものとする。

第1 救急救助

1 救急救助体制の整備

- (1) 町及び消防組合は、消防団詰所及び自主防災組織等における救急救助資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急救助訓練を定期的に実施し、消防組合や消防団等を中心とした町内各地域における救急救助体制の整備を図るものとする。
- (2) 事業所等における救急・救助体制については、防火管理者に対し自主防災組織の整備について徹底した指導を行い、自主防災体制の強化に努めるものとする。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。震災後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえたうえで、最終的な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(4) ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

(5) 効率的な出動・搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、効率的な出動体制・搬送体制を整備させておく。

第7節 医療救護

災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療、助産及び救急救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救護の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療、助産及び救急救護活動を実施する。

また、自主防災組織等による自主救護活動の体制を整備する。

第1 医療活動を実施する組織及び役割

1 医療救急活動

- (1) 町は、速やかに医療救急体制を整えるとともに、災害の種類、程度により町の能力をもってしては十分でないと認められたときは、第一次的には比企医師会に出動を要請し、第二次的には県（保健医療部）に協力を要請するものとする。
- (2) 町は、災害救助法適用後、医療救護の必要があると認めたときは、県（保健医療部）に医療救護について速やかに要請を行う。
- (3) 町は、この計画に定める医療救護の実施について、比企医師会及び県（保健医療部）と十分協議しなければならない。

2 助産救護活動

- (1) 町は、必要に応じ、助産救護体制を整えるとともに、災害の種類、程度により町の能力をもってしては十分でないと認められたときは、第一次的には比企医師会に出動を要請し、第二次的には県（保健医療部）に協力を要請するものとする。
- (2) 町は、災害救助法適用後、助産救護の必要があると認めたときは、県（保健医療部）に助産救護について速やかに要請を行う。
- (3) 町は、この計画に定める助産救護の実施について、比企医師会及び県（保健医療部）と十分協議しなければならない。

第2 初期医療体制の整備

1 初期医療体制の整備

町は、以下の項目について体制の整備を図るものとする。

- (1) 救護所の設置
- (2) 医療救護班の編成
- (3) 医療救護班の出動
- (4) 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- (5) 医薬品等の備蓄

2 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、医療救護班の活動を支援するよう指導するものとする。

3 自主防災組織等の応急救護能力の強化

自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、AED（自動体外式除細動器）等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

4 医療（助産）活動を行う組織

町は、災害時の医療（助産）活動を実施する組織として、鳩山町保健センターを主として

医療救護班を編成し、これに町内医療機関及び比企医師会等の協力を得て活動していくものとする。

5 医薬品等の備蓄

町は、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。

第8節 避難対策

緊急時に際し、危険地域にある住民を安全地域に誘導避難させ、人命被害の軽減を図るためにその対策の万全を期するものとする。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

第1 避難計画の概要

1 趣旨

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害者及び延焼拡大や崖崩れの危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

2 留意点

(1) 住民、行政及び防災関係機関の連携

町は、避難計画の策定に当たって、住民及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、住民に周知を図っておくものとする。

(2) 都市施設の避難予防対策の推進

不特定多数の人が集まる都市施設について、災害時の混乱を防止し的確な避難誘導等を図るため、事業所や行政等と連携した避難予防対策を進める必要がある。

(3) 夜間・停電時等の避難への備え

町は、夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられるため、日頃から懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、それに備えた訓練及び普及啓発を行っていく必要がある。

第2 避難計画の策定

1 避難計画の策定

町は、以下の事項に留意して避難計画を作成するとともに、区長会等を通じて、自主防災組織の確立に努めるものとする。

また、住民、施設管理者その他の関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努め、避難行動要支援者の避難支援について避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、福祉避難所の指定等を併せて推進する。

(1) 高齢者等避難、避難指示等の判断基準及び伝達方法

(2) 指定避難所・指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(3) 指定避難所・指定緊急避難場所への経路及び誘導方法

(4) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- ・給水措置
- ・給食措置
- ・毛布、寝具等の支給
- ・衣料、日常必需品の支給
- ・負傷者に対する応急救護

(5) 避難所の管理・運営に関する事項

- ・管理、運営体制の確立
- ・ボランティアの受入
- ・避難民収容中の秩序保持
- ・避難民に対する被害情報の伝達
- ・避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底

- ・避難民に対する各種相談業務
 - (6) 広域避難場所等の整備に関する事項
 - ・収容施設
 - ・給水施設
 - ・情報伝達施設
 - (7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - ア 平常時における広報
 - ・広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - ・住民に対する巡回指導
 - ・防災訓練等
 - イ 災害時における広報
 - ・広報車による周知
 - ・避難誘導員による現地広報
 - ・住民組織を通ずる広報
- さらに、町は住民の避難及び防災体制について、以下の事項を十分把握するとともに、体制の確立、整備に努めていくものとする。
- (ア) 避難所の開放手順（夜間、休日等を中心に）
 - (イ) 避難所単位での物資・資機材の備蓄
 - (ウ) 避難所の管理・運営体制
 - (エ) 福祉避難所の設置
 - (オ) 災害対策本部との情報連絡体制
 - (カ) 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員との役割分担
 - (キ) 避難行動要支援者への対応
 - (ク) 生活再建の支援体制

【資料編 1-4-2 避難所運営マニュアル】

2 避難計画策定への協力

町は、災害時に避難所等として活用される可能性のある県有施設について、県と協議し、町の作成する避難計画における県有施設の位置付け、管理・運営方法等を取り決めておくものとする。

3 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設その他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期するものとする。

- (1) 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- (2) 高齢者、障がい者及び児童福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- (3) 不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- (4) 工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、町、警察署、消防組合との連携等

4 公立学校等の避難計画

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の

確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようとする。以下の事項を参考に避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、町地域防災計画に基づき、消防組合、警察署、町及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

(1) 防災体制の確立

ア 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、町、県及び防災関係機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織を育成するものとする。

イ 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し、適切に行うものとする。

ウ 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期するものとする。

(ア) 日常点検の実施

職員室、配膳室、校務員室、理科室、家庭科室及び火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検しておく。

(イ) 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに施設等については、精密に機能等をチェックする。

(2) 避難誘導

学校等は、長期間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようとする。

ア 避難誘導の基本的な考え方

(ア) 園児、児童及び生徒の生命の安全保持を第一とする。

(イ) 園児、児童及び生徒の恐怖心を大きくしないよう、教師は的確な判断と毅然たる態度を持ち信頼を失わないようとする。

(ウ) 平素から、あらゆる機会をとらえて、集団行動の規律の徹底を図り、統一のとれた行動がとれるようとする。

イ 避難場所の設定

避難経路及び避難場所は、一箇所だけでなく、第一、第二の避難経路及び避難場所を確保する。なお、避難場所は、町の防災計画の避難場所と以下のことを検討のうえ確保する。

(ア) 危険物施設の近くでないこと、近くの建築物から火災が発生しても安全な広さがあること、建築物が倒れても安全な広さがあること、傾斜地でないこと。

(イ) 埋め立て地でないこと、高圧線などがないこと、深い穴、河川、低地及び崩落しやすい崖付近でないこと。

ウ 避難要領

災害が発生したときは、適切な情報を得て的確な判断のもとに行動する。

- (ア) 災害発生時は混乱を招くので、原則として一時机の下などに退避し、第一震が止むと同時に次の避難措置をとる。
- (イ) 緊急事態の際は、学級又は学年が教師の指示に従って、それぞれ安全な場所に退避する。
- (ウ) 園児、児童及び生徒の掌握（人員点呼）及び安全の確認をする。
- (エ) 家庭への連絡と園児、児童及び生徒の引渡を確実にする。

5 私立学校等の避難計画

町は、私立学校等が、「4 公立学校等の避難計画」に準じて自主的に避難計画を作成するよう助言するものとする。

6 要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、外国人、幼児等いわゆる要配慮者は、身体面又は情報面のハンディキヤップから迅速な行動がとれず、また、避難生活においても不自由を強いられることから災害対策においてきめ細かな配慮が必要である。

町では、福祉関係団体、自主防災組織及び住民等の連携により、要配慮者のうち自力で避難困難な避難行動要支援者支援体制を確立するとともに、避難行動要支援者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援プランの作成に努める。

第3 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保

1 指定緊急避難場所の指定

町は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地滑り、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。）を指定し、必要に応じて見直す。

また、指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

【指定緊急避難場所の指定基準】

- (1) 地震以外の災害を対象とする避難場所は、次のア～ウの条件を満たすこと。
- (2) 地震を対象とする避難場所については、次のア～オの全ての条件を満たすこと。
 - ア 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること。
 - イ 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること。
 - ウ 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること。
 - エ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること。
 - オ 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること。

2 広域避難場所の指定

町は、指定緊急避難場所のうち、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の住民を対象に、大規模火災を避けるために指定するものを「広域避難場所」とし、次の基準を目安に地域の実情に応じてあらかじめ選定確保する。

- (1) 面積10ha以上とする。(面積10ha未満の公共空地でも、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積10ha以上となるものを含む。)
- (2) 避難者1人当たりの必要面積は、おおむね3.5m²以上とする。
- (3) 要避難地区の全ての住民を収容できるよう配慮する。
- (4) 木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- (5) 大規模ながれ崩れや浸水などの危険のないところとする。
- (6) 純木造密集市街地から270m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。
- (7) 次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。
 - ア 避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
 - イ 避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
 - ウ 避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。

3 避難路の確保

広域避難場所を指定した場合は、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。

- (1) 避難路は、幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選定に当たっては、住民の理解と協力を得る。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

4 指定避難所の指定

町はあらかじめ指定避難所(避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。)を指定し、住民に周知しておくものとする。

指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。なお、浸水する可能性のある場所は、水害時には避難所としないことを基本とし、そのことを平時から住民に周知する。

- (1) 原則として、大字(又は自治会)又は学区を単位として指定すること。
- (2) 原則として、耐震・耐火構造の公共建物等(学校、公民館等)を指定すること。
- (3) 建築非構造部材の耐震化(天井材や照明器具の落下防止、外壁(モルタル、ALC板等)の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等)の対策が行われ

ていること。

- (4) 余震等による落下物(天井材、照明等)など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- (5) 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- (6) 発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- (7) 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- (8) 環境衛生上、問題のないこと。

- ※ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- ※ 福祉避難所にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

5 指定避難所における生活環境の確保

- (1) 指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。
- (2) 指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。
- (3) 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器類の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。特に、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。
- (5) 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・N P O ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

【避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例】

- ・ L P ガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置

- ・停電対応型空調機器の設置
- ・ガスコーチェネレーションの設置
- ・太陽光発電や蓄電池
- ・ソーラー付LED街灯

6 避難所運営計画の策定

町は、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

- (1) 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- (2) 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- (3) 避難所の管理・運営体制
- (4) 福祉避難所の設置
- (5) 災害対策本部との情報連絡体制
- (6) 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担
- (7) 被災者の自立支援

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者的心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

7 住民への周知

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。

- (1) 指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、家庭動物の受入れ方法
- (2) 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
- (3) 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置となる「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

8 避難所管理・運営マニュアルの作成

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」及び「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のため

の標準手引き」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めることとする。

【資料編 1-4-2 「避難所運営マニュアル】

第6 他都道府県からの避難者の受入

町は、大規模災害時において、他都道府県知事等から避難者の受入れについて要請があった場合は、町に避難してきた者を収容し保護するための避難所を選定し、確保するものとする。

避難所の選定基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう大人数を収容できる施設を優先する。
- (2) 耐震・耐火構造の建物等を利用する。

第9節 物資の供給体制

災害発生直後の住民生活を確保するため、食料、生活必需品、飲料水、応急給水資器材、防災用資機材、医薬品等の備蓄及び調達等の供給体制の整備を進める。

第1 食料の備蓄及び調達体制の整備【総務課・産業振興課・給食センター】

1 備蓄、調達計画の策定

町は、食料の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

2 食料の備蓄

(1) 備蓄の基本方針

災害発生直後は、平時には予測できない流通機能等の混乱が予想されるため、備蓄数量は、避難者用を町と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、災害救助従事者用を3日以上とする。

なお、町民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

(2) 食品給与対象者

災害時の食品給与の対象者は、罹災者、避難者及び災害救助従事者とする。

(3) 計画の目標

町は、地震被害想定調査で予測した「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北、冬18時、風速8m/s）」の避難者数が462人（うち避難所避難者277人、避難所外避難者185人）であることを踏まえ、避難者数の想定を500人とし、目標数を以下のとおりとする。

項目	避難者	災害救助従事者
供給対象者	500人	300人
1人日当たり給与食数	3食	3食
備蓄目標数	500人×1.5日×3食/人日 =2,250食	300人×3日×3食/人日 =2,700食
合計備蓄目標数	4,950食	

※乳児用粉ミルク又は液体ミルクについては、以下の算出式に基づき備蓄するものとする。

500人×0歳人口比率×1人1日当たり必要量（乳幼児粉ミルクは140g、乳幼児液体ミルクは1L）

(4) 備蓄品目

備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに加えて、メニューの種類、栄養バランスについても配慮したものとする。

【例】

ア 主食品（アルファ米、缶入りパン、ビスケット、カップ麺等）

- イ 乳児食（粉ミルク、液体ミルク、離乳食等）
- ウ 要配慮者向けの食品（レトルトがゆ、アレルギー対応食品等）
- エ その他の食品（保存水、缶詰、レトルト食品等）

(5) 要配慮者への配慮

乳幼児、高齢者、障がい者等の要配慮者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、口への入れやすさや消化に良い食事等についても配慮し、食料の備蓄に努める。

(6) 備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき食料を購入、更新、処分等するものとし、毎年1回、物資の備蓄等の状況を公表するものとする。

3 食品の調達

(1) 調達の基本方針

町は、食品の調達に関する計画の策定に当たっては、被災者想定に基づく必要数量等を把握した上で、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努めるものとする。

(2) 調達体制の整備

町は、調達計画に基づき、食料の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、食料の調達に関する契約及び協定を締結する。また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

(3) 米穀の調達

ア 町は、災害の状況により、米穀販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請することができる。

イ 町は、交通通信の途絶、災害地が孤立化等、災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき政府所有米穀の緊急引渡しを要請し供給するものとする。

(4) その他の食品の調達

町は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、知事に食品の調達を要請することができる。

第2 生活必需品の備蓄及び調達体制の整備【総務課・長寿福祉課・産業振興課】

1 備蓄、調達計画の策定

生活必需品の備蓄、調達は、原則として町が行い、県はそれを補完するものとする。

町は、生活必需品の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

2 生活必需品の備蓄

(1) 生活必需品の給(貸)与対象者

災害時の生活必需品の給(貸)与対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又は棄損し、かつ、物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(2) 目標数量

備蓄数量は、避難者用を町と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上とし、地震被害想定調査で予測した「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北、冬18時、風速8m/s）による建物全壊棟数、火災による焼失等数を考慮した数を目標数とする。

なお、町民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とし、必要量の算出式の例を以下に示す。

項目	算出式
毛布	避難者数×1人当たり必要枚数2枚
乳児・小児用おむつ	避難者数×0～2歳児人口比率×1人1日当たり必要量8枚
大人用おむつ	避難者数×必要者割合（0.005）※1×1人1日当たり必要量8枚
携帯トイレ・簡易トイレ	避難者数×上水道支障率※2×1人1日当たり使用回数5回
トイレットペーパー	避難者数×1人1日当たり必要量0.18巻※3
生理用品	避難者数×12～51歳女性人口比率×1人7日間当たり必要量30枚×1/7※4×1/4※5

※1 避難者のうち要介護の高齢者の割合を想定したもの

※2 断水人口の想定割合

※3 経済産業省生産動態統計による販売量及び総務省人口推計による試算

※4 生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの

※5 生理期間を4週に1回と想定したもの

(3) 備蓄品目

生活必需品として、以下のような品目の備蓄に努める。このほか、乳児や高齢者等の要配慮者及び女性に配慮した物資等についても備蓄に努める。

【例】

- ・毛布、タオル　・下着、靴下　・簡易食器　・懐中電灯　・ラップフィルム
- ・おむつ（子ども用、大人用）　・生理用品　・石鹼　　・ウェットティッシュ
- ・使い捨てトイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品
- ・更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド
- ・マスク、防塵マスク、消毒液

(4) 備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき生活必需品を購入、更新、処分等するものとし、毎年1回、物資の備蓄等の状況を公表するものとする。

3 生活必需品の調達

(1) 調達体制の整備

町は、調達計画に基づき、生活必需品の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、生活必需品の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

(2) 生活必需品の輸送計画

調達計画に基づき、鳩山町商工会及び生活必需品の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

第3 飲料水の供給体制の整備及び生活用水の確保手段の整備【上下水道課】

1 飲料水の供給体制の整備

(1) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、り災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、給水が停止した世帯及び緊急を要する病院等の医療機関とする。

【飲料水の供給基準】

ア 対象

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者

イ 供給量

災害発生時から3日目までは、1人1日約3L、4日目以後は約20Lを目標とする。これは、飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

(2) 目標数量

被害想定に基づく最大断水人口2,334人分と想定し、被災後の時間経過に伴って次の水量を目標とする。

災害発生からの期間	目標数量	水 量 の 根 抱
災害発生から 3 日	3 L/人・日	生命維持に最小限必要な水量
災害発生から 10 日	20 L/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から 21 日	100 L/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から 28 日	250 L/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(3) 応急給水資器材の備蓄、調達体制の整備

町は、断水世帯想定に基づく必要数量等に基づき、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等

及び応急給水資機材の備蓄並びに調達体制を整備する。

【品目】

- ・給水タンク
- ・ウォーターバルーン
- ・非常用飲料水袋（ポリ袋）
- ・その他

【備蓄場所】

- ・浄水場
- ・配水場
- ・防災倉庫

(4) 検水体制の整備

町は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておくものとする。

(5) 災害用井戸の整備

町は、応急給水に万全を期すため、水確保手段の一つとして、災害用井戸（災害時に汲み上げた水を飲料水や生活用水として直接又は職員等を通じて住民へ提供できる井戸）の整備を地域の実情に応じて検討する。

2 生活用水の確保手段の整備

町は、トイレ洗浄、清掃、風呂、シャワー、洗濯水などの用途に欠かせない生活用水について、受水槽、給水タンク、貯水槽及び災害用井戸の整備など、確保手段の多様化に努める。

災害用井戸の整備に当たっては、個人や事業者が管理する井戸の活用を検討する。

第4 防災用資機材の備蓄及び調達体制の整備【総務課】

1 備蓄、調達計画の策定

防災用資機材の備蓄、調達は、原則として町が行い、県はそれを補完するものとする。

町は、防災用資機材の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

2 防災資機材の備蓄

(1) 目標数量

各避難所の収容人数を目安とする。

(2) 備蓄品目

備蓄品目は、防災用や災害従事者用の資機材とし、以下のような品目の備蓄に努める。

【例】

- ・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）

- ・移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等）
- ・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- ・ろ水機　・発動発電機　・投光機　・炊飯器　・テント　・ブルーシート　・土のう袋
- ・避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）
- ・携帯電話用充電器

(3) 備蓄場所

防災用資機材を用いて行う救助活動は、災害発生直後に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、町は、自主防災組織や自治会単位で備蓄場所を整備していくものとし、次の場所に備蓄を行う。

- ・役場防災倉庫
- ・中央公民館別館倉庫
- ・各小中学校防災倉庫
- ・多世代活動交流センター防災倉庫
- ・今宿コミュニティセンター脇防災倉庫
- ・泉井交流体験エリア防災倉庫
- ・その他避難所等の倉庫

(4) 備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき、防災用資機材を購入、更新、処分等する。

(5) 調達体制の整備

町は、調達計画に基づき、防災用資機材の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

第5 医療救護資機材、医薬品の供給体制の整備【町民健康課（保健センター）】

1 医療救護資機材、医薬品の供給体制の整備

(1) 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完するものとする。

(2) 利用対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う町及び町が要請した機関とする。

(3) 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害用医療資機材セットと、軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、被害想定に基づく人的被害の数量を目安として整備することとする。

(4) 備蓄場所

- ア 保健センター
- イ 防災備蓄倉庫

2 医療救護資機材、医薬品の備蓄及び調達計画の策定

町は、被害想定に基づく人的被害の数量及び現状での医療機関におけるストックの状況等を把握し、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定しておくものとする。

3 医療救護資機材、医薬品の備蓄

町は、「2 医療救護資機材、医薬品の備蓄及び調達計画」に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

4 医療救護資機材、医薬品の調達体制の整備

町は、「2 医療救護資機材、医薬品の備蓄及び調達計画」に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の調達に関し、県、近隣市町村及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

第6 石油類燃料調達の確保【総務課】

災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から石油元売業者との協定を締結するなどして、石油類燃料の確保に努めるものとする。

第7 物資調達・輸送に関する体制の整備

町は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

第8 迅速な物資供給

町は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整する。

第9 物資調達・輸送に関する訓練の実施

町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第10節 帰宅困難者対策

町内には鉄道駅はないが、路線バス等を利用して町外に通勤・通学している町民が多いと同時に、町外から通勤・通学している人もおり、災害の発生時間によっては数多くの帰宅困難者が発生するおそれがあるため、町は、これらの人々に適切な対応を図る。

第1 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の公共交通機関の運行が停止する等のため、外出先で足止めされることとなる。帰宅困難者とは、これらの者のうち、徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

第2 帰宅困難者数の把握

地震被害想定によると、町で帰宅困難者数が最も多くなるのは、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）で、平日 12 時の帰宅困難者が最も多く、2,354 人に上るものと想定されている。

第3 帰宅困難者対策の普及啓発

1 町民への啓発

- (1) 帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル 171 や災害用掲示板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。
- (2) 「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう普及啓発する。
 - ア 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段及び徒歩帰宅経路の事前確認をすること。
 - イ 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること。

2 企業等への要請

職場や学校あるいは、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- (1) 施設の安全化
- (2) 災害時のマニュアルの作成
- (3) 飲料水、食料の確保
- (4) 情報の入手手段の確保
- (5) 従業員等との安否確認手段の確保
- (6) 災害時の水、食料や情報の提供
- (7) 仮宿泊場所等の確保

第4 一時滞在施設の確保

町は、公共施設や民間施設を問わず、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（一時滞在施設）を確保するものとし、一時滞在施設の設営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援するものとする。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。

一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄する。また、公衆無線LANなど通信環境の整備に努めるものとする。

なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合は、物資拠点等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておくものとする。

第5 企業等における対策

企業等は、自社従業員等に対して、帰宅困難者に対する基本原則である「むやみに移動を開始しない」の周知徹底及び「災害用伝言ダイヤル（171）」や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

また、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

第6 学校における対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

第7 帰宅支援施設の充実

県は、帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るため、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」等を締結していることから、これらの取組を有効に活用するとともに、施設提供者への支援等を関係機関と検討する。

第8 訓練の実施

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒步帰宅訓練等を実施することにより、対策の検証をする。また、訓練を通して関係機関等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

第9 帰宅困難者への情報提供

1 取組方針

帰宅困難者に対して、適切な判断・行動を可能にするための交通情報・被害情報等の提供を行う。

2 具体的な取組内容

帰宅困難者に対して交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、以下の手段を例に家族等の安否確認のための手段を確保する。

- (1) 徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布
- (2) ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供
- (3) 緊急速報メールによる情報提供

【帰宅困難者に伝える情報例】

- ・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行情報、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

第10 一時滞在施設の開設・運営

1 取組方針

県、町、路線バス事業者等が連携し、帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。

2 具体的な取組内容

(1) 一時滞在施設の開設

災害の発生により、路線バス等が運行停止し、停留所周辺に滞留者が発生した場合、停留所周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。

一時滞在施設を開設したときは、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。一時滞在施設の開設・運営については、「第2編—第2章—第12節 避難」を準用する。

【一時滞在施設の運営の流れ】

- (ア) 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認
 - (イ) 施設内の受入れスペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
 - (ウ) 施設利用案内等の掲示
 - (エ) 電話、特設公衆電話、FAX 等の通信手段の確保
 - (オ) 町等へ一時滞在施設の開設報告
- ※一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることが考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

(2) 一時滞在施設への誘導

一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

(3) 一時滞在施設の運営

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

町は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。

一時滞在施設の管理者は、町から提供された情報などを受け入れた帰宅困難者に提供する。運営に当たっては、共助の点から、施設内の帰宅困難者に運営スタッフとして、あるいはその補助者として参画してもらうことも有用である。

(4) 一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後概ね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等が、一つの判断材料となる。

一時滞在施設の管理者は、閉鎖に当たっては町と調整をする。管理者は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受け入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供する。

第11 帰宅支援

町は、混乱が収束し道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を実施するため、県が実施する代替輸送における帰宅困難者の円滑な乗降についての体制整備、避難行動要支援者等の輸送者の安全確保などに努めるものとする。

第11節 遺体の埋・火葬

第1 取組方針

適切に埋葬、火葬を実施することにより、速やかな復旧・復興につなげる。

第2 具体的な取組内容

1 埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により町が実施するものとする。

① 埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として広域静苑組合越生斎場(住所：入間郡越生町大字鹿下 338 番地 6、電話番号：049-292-5955)で実施する。
② 町に漂着した遺体	遺体が町（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、町は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、町は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
③ 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂着してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
④ 葬祭関係資材の支給	棺（付属品を含む。）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。

2 遺体の埋・火葬の実施

- (1) 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- (2) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡すものとする。

3 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、町は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。また、必要に応じて、県等へ協力の要請を行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については町が負担するものとする。

【資料編 1-4-3 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

第12節 防疫対策

第1 取組方針

災害による被災者の病原体に対する抵抗力及び衛生環境の低下に対処し、災害発生時の感染症の蔓延防止のため、防疫体制を確立する。

第2 役割

町及び県の役割は次のとおり。

機関名等	役割
町（救助衛生部）	・消毒及び害虫駆除の実施
県	・消毒の指示及び指導の実施 ・保菌検索の実施 ・患者収容計画の樹立

また、動員計画については下記のとおりとし、情報収集に当たっては、各行政区から選出されている環境保全委員に協力を求める。

災害対策本部の部	班 名	業 務	動員計画
救護衛生部	衛生班	防疫及び保健衛生	地域創生環境課及び保健センター 5人

第3 具体的な取組内容

県は、次の活動を行い、町は、県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

- ・動員計画に基づいて人員配置、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒の指示及び班の活動に必要な予算並びに経理等を行う。
- ・災害情報及び患者発生情報を収集し、集計及び分析する。
- ・発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め検体採取を行う。
- ・被災市町村及び関係保健所と連絡調整を行い、被災市町村の行う被災地区の家屋及び避難所等の消毒の指導を行う。
- ・感染症患者からの二次感染予防のための保菌検索を行うとともに、感染経路の調査のため、被災地区の井戸の水質検査等を行う。
- ・被災地区の医療機関の状況を把握し収容計画を樹立するとともに、患者発生に際しては、市町村及び収容施設と連絡調整を行い、迅速に患者収容を行う。

第4 防疫用資機材の調達

災害発生後は、速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を把握する。また、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとりながら、防疫用資機材の調達に努めるものとし、調達が困難なときは、県に調達のあっせんを要請する。

第13節 応急住宅対策

災害により住宅が焼失又は住宅に損傷を受けた被災者に対し、応急危険度判定、応急措置及び復旧等の支援を行うとともに、自らの資力で住宅を確保できない者に対し仮設住宅の提供を行い、災害後の被災者の生活又は生活復旧の支援を行う。

第1 取組方針

災害時の建築物の応急危険度判定等の体制の整備のほか、ブルーシートの展張等を含む住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。

第2 役割

町の役割は次のとおりとする。

- ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定の実施体制整備
- ・余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための広報活動の実施
- ・被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導・相談等の運用体制の確立
- ・建設型応急住宅用地の選定、確保
- ・建設型応急住宅の適地調査の実施
- ・応急仮設住宅の入居・管理体制の整備

第3 具体的な取組内容

1 応急措置等の指導、相談

町は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

2 応急仮設住宅の事前計画

(1) 事前の用地選定の考え方

町は、応急仮設住宅適地の基準に従い、県公有地、町公有地、及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

【建設用地の選定基準】

- ・飲料水が得やすい場所
- ・保健衛生上適当な場所
- ・交通の便を考慮した場所
- ・住居地域と隔離していない場所
- ・土砂災害の危険箇所等（令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）に配慮した場所
- ・工事車両のアクセスしやすい場所
- ・既存生活利便施設が近い場所
- ・造成工事の必要性が低い場所

(2) 適地調査

町は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

(3) 設置事前計画

町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画を作成しておくよう努めるものとする。

【応急仮設住宅設置計画の内容】

- ・応急仮設住宅の着工時期
- ・応急仮設住宅の入居基準
- ・応急仮設住宅の管理基準
- ・要配慮者に対する配慮

第14節 文教対策

第1 取組方針

災害時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

第2 役割

町教育委員会等の役割は次のとおりとする。

機関名等	役割
町（教育委員会事務局）	・応急教育に関する計画の策定、事前対策の推進
校長等	・災害時の応急教育計画の樹立及び周知

第3 具体的な取組内容

1 幼稚園及び学校の災害対策

(1) 町（教育委員会事務局）

- ア 所管する幼稚園及び学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。
- イ 教材用品の調達及び配給の方法については町教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

(2) 校長等

- ア 学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。
- イ 校長等は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

- ・町の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
- ・児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
- ・教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
- ・勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- ・学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

第15節 避難行動要支援者の安全対策

第1 取組方針

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、消防職員・消防団員、民生委員・児童委員など支援者における犠牲も大きかった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められたところである。

町、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進していくものとする。

第2 役割

町の役割は次のとおりとする

- ・全体計画の策定
- ・要配慮者の把握
- ・避難行動要支援者の範囲の設定
- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・避難行動要支援者名簿の更新
- ・避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
- ・個別避難計画の作成

第3 具体的な取組内容

1 全体計画の策定

町地域防災計画に定めた避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、町地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、町地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

2 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等（要配慮者）の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

3 避難行動要支援者の範囲の設定

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。

【高齢者や障がい者等の避難能力の判断に係る着目点】

- (1) 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- (2) 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- (3) 避難行動を取る上で必要な身体能力

【自ら避難することが困難な者】

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- (1) 要介護認定3以上の者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
- (3) 知的障がい者のうち療育手帳を有する者でⒶ・Aに該当する者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 町の生活支援を受けている難病患者
- (6) 一人暮らしの高齢者（75歳以上）
- (7) 高齢者のみの世帯（75歳以上）
- (8) 上記以外で医療機器の装着等により避難させることが難しい児童がいる家庭等、町長が支援の必要があると認める者

※同居家族の有無なども要件の1つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象が絞れるよう、把握に努めるものとする。

4 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、作成に際してデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

【留意事項】

- (1) 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治体等の地縁組織、社会福祉協議会、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や

- 団体との連携に努めること。
- (2) 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時又は定期的に精査することが重要である。
- (3) 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。

5 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は、常に変化しうることから、町は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

6 避難行動要支援者名簿の活用

町は、地域防災計画の定めるところにより、平時から避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、水防団等）へ名簿情報を提供する。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、名簿情報を提供することについて本人の同意がなくても、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、町は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平時からの名簿情報の提供への同意について、避難行動要支援者に働きかける。

7 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、町は、避難支援者等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

8 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難行動支援関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずるよう努める。

9 個別避難計画の作成

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、N P O等の避難支援等に携わる関係者と連携して避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。作成に際しては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デ

ジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、直接避難先（一般避難所・福祉避難所）、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

10 防災訓練の実施

町は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

第16節 要配慮者全般の安全対策

第1 取組方針

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

第2 役割

町の役割は次のとおりとする。

- ・緊急通報システムの整備
- ・防災基盤の整備
- ・福祉避難所の指定
- ・福祉避難所における物資・資機材の整備
- ・見守りネットワークの活用や相談体制の整備
- ・外国人の安全確保

第3 具体的な取組内容

1 要配慮者の安全確保

(1) 緊急通報システムの整備

町は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

(2) 防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、町は、その他の集客施設における取組を促進する。

(3) 福祉避難所の指定

町は、社会福祉施設等とあらかじめ協定を結び、福祉避難所として指定し、その旨を公示する。また、指定福祉避難所の受入対象者は、特定された要配慮者とその家族のみであることを公示しておく必要がある。

(4) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。

また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

(5) 地域との連携

ア 役割分担の明確化

町は、町内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。

イ 社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

ウ 見守りネットワーク等の活用

町は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

(6) 相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

(7) ヘルプカード（防災カード）

町は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

(8) はーとん救急安心キット

町は、救急および緊急時に迅速な支援が行えるよう、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管することで、万一の場合に備えることを目的とするはーとん救急安心キットを要配慮者に普及するよう努める。

2 外国人の安全対策

(1) 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平時から外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、県及び市町村は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(3) 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(4) 防災訓練の実施

町は、平時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第17節 社会福祉施設入所者等の安全対策

第1 取組方針

社会福祉施設入所者は、地震や風水害発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難な人が多いため、いざという時に備えて施設環境を整備しておく。

第2 役割

町の役割は次のとおりとする。

- 1 所管する社会福祉施設における防災計画の策定指導
- 2 その他必要な助言等

第3 具体的な取組内容

1 施設管理者

(1) 災害対策を網羅した計画の策定

施設管理者は、大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

(2) 緊急連絡体制の整備

ア 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

(3) 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

(4) 施設間の相互支援システムの確立

施設管理者は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合に備え、入所者を他の施設に避難させる、他の施設の職員が応援に入るなど、相互に支援できる体制を整備する。

町は、施設管理者に対し、施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合には、入所者を他の施設に一時的に避難させるなどの対応がとれるように指導する。

また、施設の運営に支障を来す場合は、他の施設の職員が応援する、他の施設から応急物資を調達するなど施設が相互に支援できるシステムを確立する。

(5) 被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

(6) 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、町はこれを指導する。

【備蓄物資（例示）】

- ・非常用食料（老人食等の特別食を含む。）（3日分以上）
- ・飲料水（3日分以上）
- ・常備薬（3日分以上）
- ・介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- ・照明器具
- ・熱源
- ・移送用具（担架・ストレッチャー等）

(7) 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、町はこれを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平時から受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、町はこれを促進する。

(8) 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体及び近くの高校・大学等との連携を図っておく。また、災害時の災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

(9) 施設の対震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

2 町

(1) 情報伝達体制の整備

社会福祉施設等を支援するために、あらかじめ通信網の整備などを行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

(2) 防災計画策定の指導

計画及びマニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

(3) 施設間の相互支援システムの確立

町は、施設管理者に対し、施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合には、入所者を他の施設に一時的に避難させるなどの対応がとれるように指導する。

また、施設の運営に支障を来す場合は、他の施設の職員が応援する、他の施設から応急物資を調達するなど施設が相互に支援できるシステムを確立する。

(4) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者が震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

第18節 応援受入体制

町は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

【想定される応援（例示）】

- ・自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- ・国によるプッシュ型の物的支援
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TECFORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース、災害派遣福祉チーム（DWAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、被災地学び支援派遣等構組み（D-EST）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等
- ・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班 等
- ・公共的団体による応援
- ・ボランティア

第1 町が行う対策

- 1 応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
- 2 町は、応援職員が担う業務範囲に限定した簡易な避難所運営マニュアルを整備しておく。
- 3 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。
- 4 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストを作成する。作成したリストは定期的な見直しに努める。
- 5 消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- 6 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平時から訓練及び情報交換等を実施する。
- 7 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

第5章 防災教育

第1節 防災教育

町職員の防災知識の向上を図るとともに、一般の住民に対し、自主防災思想のかん養、防災知識の向上、学校教育における防災教育及び地域社会の実状に即した災害予防教育を徹底するため、次のとおり防災教育を行うものとする。

第1 町職員に対する防災教育

町は、災害時の災害応急対策、その後の災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うため、職員に対し町の防災体制等について計画的かつ継続的な研修を実施する。

また、研修の実施等により自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

なお、研修の企画に当たっては、ジェンダー主流化や要配慮者など多様な視点を踏まえることとする

【町職員に対する防災教育の例】

危機管理・防災マニュアルの配付	・災害発生時における初動体制、職員の収集基準、情報収集、応急救助等の方法等を簡潔に示した応急対策活動マニュアルの作成・配布
訓練の実施	・応急活動を想定した現地での訓練の実施
研修会、講習会等	・学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として招き、研修会、講習会等を実施

【資料編 1-5-1 「鳩山町職員防災マニュアル】

第2 住民等に対する防災教育

「第3章—第1節 自助、共助による町民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）」に準じる。

第6章 防災訓練

第1節 基本方針

災害発生時に迅速かつ的確な行動が行えるよう、実践的な想定に基づく防災訓練を実施し、防災計画の熟知及び検証、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民との間の協調体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発等を図る。

第2節 実施計画

第1 総合防災訓練

防災業務に従事する町職員の習熟と実践的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて住民の防災意識の高揚を図るため、総合的に実践する総合防災訓練を実施するよう努める。

1 実施の時期

年1回を目標に、防災週間等を考慮した適当な日を選んで実施する。

2 場所

運動場や学校のグラウンド等、総合訓練に適した場所とする。

3 方法

防災関係機関、関係団体及び町民の協力を得て実施する。

4 実施訓練項目

以下の各訓練の全部又は一部を組み合わせて、立体的に実施する。

(1) 町を主とするもの

災害対策本部等の設置運営訓練、災害情報の収集伝達・広報訓練、災害現地調査訓練、避難誘導訓練、避難所・救護所運営訓練、ボランティアセンター設置訓練、県防災航空隊広報支援訓練、応援派遣訓練、道路応急復旧訓練、水防訓練、自主防災組織等の活動支援訓練 等

(2) 防災関係機関を主とするもの

消火訓練、救出救助訓練、救急救護訓練、災害医療訓練、学校・福祉施設等における混乱防止訓練、ライフライン等生活関連施設応急復旧訓練、救援物資輸送訓練 等

(3) 住民を主とするもの

初期消火訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練、巡回点検訓練、高齢者・身体障がい者等の安全確認訓練、避難訓練、避難誘導訓練 等

第2 避難訓練

災害対策基本法第47条に定める災害予防責任者及び消防法第8条の規定に基づく防火管理者等が実施する。

町は、避難指示等を円滑に行うために、警察、消防その他の団体の参加を得て、年1回以上を目標に実施する。

【訓練の種類】

- ・町が実施するもの

災害時における避難指示等の円滑、迅速確実を期すため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。

- ・防火管理者が実施するもの

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。

- ・児童、生徒の避難訓練等

保育園、幼稚園、学校等の施設管理者は、児童、生徒の身体及び生命の安全を期すため、あらかじめ各種の想定の下に避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。

- ・避難行動要支援者等の訓練

住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、離賀時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報の必要な支援を行う。

第3 保育園、幼稚園、学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

町は、幼児、児童、生徒、負傷者、障がい者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して防災訓練を実施するよう指導する。

第4 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

災害時の行動を習熟するため、住民相互の協力のもと、日頃から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。

【訓練の種類】

- ・事業所における訓練

学校、病院、興行場その他消防で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。

- ・自主防災組織等の訓練

町及び消防機関等が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導、協力のもとに災害図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練（H U G）などを実施する。

第5 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、町、消防機関及び住民が個別に又は一体となって、情報収集伝達、火災防御、消防操法等の各種訓練を実施する。

【訓練の種類】

- ・基礎訓練
- ・火災防御訓練
- ・水災防御訓練
- ・救助救急訓練
- ・火災警報伝達訓練（火災予防運動週間等）
- ・消防操法訓練（ポンプ操法を含む。）

第6 水防訓練

町及び防災関係機関は、洪水のおそれのある地域等における水防活動の円滑な遂行を図るため、水防に関する訓練を実施する。

第7 災害通信連絡訓練

災害時における有線通信が不通となった場合=又は有線通信系を利用することが著しく困難な場合において、関係機関の通信連絡の円滑、迅速かつ確実を期するため、必要に応じて防災関係者の協力を得て災害通信連絡訓練を以下のとおり実施するものとする。

1 実施の時期

4月から10月の間において、災害多発時期前で効果のある時期を選んで実施する。

2 実施事項

- (1) 災害に関する予報、警報の通知、伝達
- (2) 被害状況報告
- (3) 災害応急措置についての報告、連絡

3 訓練の種類

- (1) 通信連絡訓練
- (2) 非常通信訓練

第8 非常参集訓練

町及び各防災関係機関は、災害時の迅速な職員参集のため非常参集訓練を実施するとともに、災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

第9 その他の訓練

町は、上記訓練のほか、業務継続計画図上訓練、土砂災害防災訓練、物資支援業務の訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

第7章 調査研究

第1節 基本方針

災害による被害は、その規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な災害対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施するものとする。

第2節 現況

第1 第二次スクリーニング調査

町では、鳩山町が令和4年度に行った「第二次スクリーニング計画策定業務」の第二次スクリーニング優先度評価を踏まえ、令和5年度から令和6年度にかけて、鳩山ニュータウン地内の盛土箇所（3箇所）について第二次スクリーニングを実施し、大規模盛土の滑動崩落に関する安定性についての評価を行った。

第3節 実施計画

第1 基礎的調査研究

町は、地質地盤環境、災害危険度などの地域特性を詳細に把握し、震災対策や水害対策等の前提資料として関係機関等で隨時活用できるよう情報提供を行う。

また、県が実施する地震被害想定等の調査研究を活用し、町内の被害状況、被害地域等を把握し、効果的な災害対策を実施するものとする。

第2 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。

県は、震災の予防に関する調査及び研究を科学的かつ総合的に行い、これらの結果又は成果を公表していることから、町においてもこれらの成果を有効に活用する。